

平成 30 年度札幌市教育研究推進事業 実施規定

札幌市教育委員会

1 研究部の選択と研究テーマの設定

- (1) 各学校の教職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・事務職員・栄養教諭・学校栄養職員等）は、小学校 10 研究部、中学校 9 研究部、小・中合同 6 研究部の 25 研究部の中から 1 研究部を選択する。
- (2) 各校の校長はいずれかの研究部の担当校長、各校の教頭はいずれかの研究部の担当教頭となる。
- (3) 校長は、研究部ごとに、選択した教職員の氏名と研究テーマを教育委員会が示す様式に従って教育委員会研修担当課に報告する。

2 各校の校内研究推進委員と校内の研究部ごとの学校担当研究部員

- (1) 各学校には、本事業に係り教育委員会との連絡等を行う「校内研究推進委員」を 1 名置くとともに、研究活動の推進を図るため校内の研究部ごとに「学校担当研究部員」を 1 名以上置く。
- (2) 校長は、校内研究推進委員と校内の研究部ごとの学校担当研究部員の氏名を、教育委員会が示す様式に従って教育委員会に報告する。
- (3) 校内研究推進委員は、教育委員会との連絡を行い、校内研究を中心となって推進するとともに、校内研究推進に関わる研修会に出席し、各学校における本事業内容の理解を図る。
- (4) 学校担当研究部員は、各区研究部会に出席し、校内研究の成果等の情報提供を行う。

3 会議

(1) 連絡協議会

- ① 構成員は、校長会代表、研修担当課長、教育委員会事務局とする。
- ② 連絡協議会の協議内容は、本事業の研究推進体制及び研究内容・方法等に関する事項とする。

(2) 校内研究推進に関わる研修会

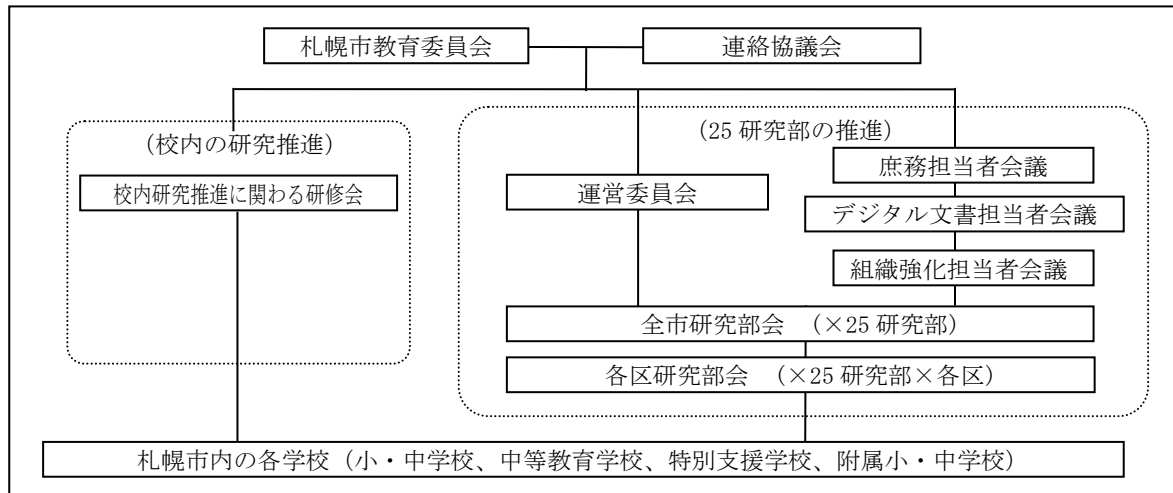
- ① 構成員は、校内研究推進委員、教育委員会事務局とする。
- ② 校内研究推進に関わる研修会の内容は、校内研究・研修の充実について基本的な考え方や具体的な方法等に関する事項とする。

(3) 運営委員会

- ① 構成員は、校長会代表、研究部会長、研究副部会長、研究部長、研究副部長（庶務担当）、担当指導主事、教育委員会事務局とする。
- ② 運営委員会の協議内容は、本事業の研究内容等に関する事項とする。

- (4) 庶務担当者会議
- ① 構成員は、研究副部長（庶務担当）、教育委員会事務局とする。
 - ② 内容は、研究推進に係る庶務に関する事項とする。
- (5) デジタル文書担当者会議
- ① 構成員は、研究副部長（デジタル文書担当）、教育委員会事務局とする。
 - ② 内容は、デジタル文書に関する事項とする。
- (6) 組織強化担当者会議
- ① 構成員は、研究副部長（組織強化担当）、教育委員会事務局とする。
 - ② 内容は、フォローアップを含む組織強化に関する事項とする。
- (7) 全市研究部会
- ① 構成員は、研究部会長、研究副部会長、各区担当校長、研究部長、研究副部長、各区研究部長、担当指導主事とする。（研究副部長は、庶務担当、デジタル文書担当、組織強化担当を含む。）
 - ② 全市研究部会は、研究部ごとに設定して開催する。また、研究部会の必要に応じて、①の構成員のほかに、研究部員が参加できるものとする。
 - ③ 全市研究部会の協議内容は、当該研究部の研究推進計画の立案、研究内容・方法等に関わる事項とし、各区の研究推進内容について交流する。
 - ④ 全市研究部会において、研究集会における研究の成果と課題を集約するものとする。
 - ⑤ 研究副部長は、研究部長を補佐する。
- (8) 各区研究部会
- ① 構成員は、各区担当校長、各区担当教頭、各区研究部長、フォローアップ担当者、各学校の学校担当研究部員等とする。
 - ② 各区研究部会の必要に応じて、①の構成員のほかに、研究部員が参加できるものとする。
 - ③ 各区研究部会は、区（合併区）ごとに開催することを基本とする。
 - ④ 各区研究部会の協議内容は、研究部ごとの研究推進計画の立案、研究内容・方法等に関わる事項とし、研究部ごとの研究推進内容について交流する。
 - ⑤ 各区研究部会において、研究集会における研究の成果と課題についてまとめるものとする。
 - ⑥ 各区研究部長は、各区研究部会の開催等の情報提供等を行うとともに、各学校の学校担当研究部員と連携して、各区研究部会の円滑な推進と、各学校の主体的、計画的な校内研究の推進を支援する。
 - ⑦ 各区研究部長は、研究部会の研究推進活動における指導・助言を受けるため、当該研究部会の各区担当校長と連携を図る。
- (9) その他の会議
- ① 教育委員会は、必要に応じて、その他の会議を設定する。
 - ② 研究部は、必要に応じて、教育委員会の承認を得て、特別委員会等の研究組織を設置することができる。

4 組織図



○ 各会議の構成員

【連絡協議会】(5 + 教育委員会事務局)

- ・ 校長会代表 (4) ・ 研修担当課長 (1) ・ 教育委員会事務局 (2)

【校内研究推進に関わる研修会】(311)

- ・ 各学校の校内研究推進委員 (小 204 + 中 101 + 特別支援学校 6 = 311)

【運営委員会】(104 + 教育委員会)

- ・ 校長会代表 (4) ・ 研究部会長 (25) ・ 研究副部会長 (25)
- ・ 研究部長 (25) ・ 研究副部長 (庶務担当) (25)
- ・ 担当指導主事 ・ 教育委員会事務局

【庶務担当者会議】(25 + 教育委員会事務局)

- ・ 研究副部長 (庶務担当) (25) ・ 教育委員会事務局

【デジタル文書担当者会議】(25 + 教育委員会事務局)

- ・ 研究副部長 (デジタル文書担当) (25) ・ 教育委員会事務局

【組織強化担当者会議】(25 + 教育委員会事務局)

- ・ 研究副部長 (組織強化担当) (25) ・ 教育委員会事務局

【全市研究部会】

- ・ 研究部会長 (1) ・ 研究副部会長 (1)
- ・ 各区担当校長 (各研究部の組織体制による) ・ 研究部長 (1)
- ・ 研究副部長 (庶務担当、組織強化担当、デジタル文書担当を含む) (3 + 若干名)
- ・ 各区研究部長 (各研究部の組織体制による) ・ 担当指導主事等

【各区研究部会】

- ・ 各区担当校長 (若干名) ・ 各区担当教頭 (若干名)
- ・ 各区研究部長等 (1 + 若干名) ・ フォローアップ担当者 (1 + 若干名)
- ・ 各学校の学校担当研究部員 (各区の学校数)
- ・ 各学校の研究部員 (若干名)

5 研究活動の推進

(1) 各区25研究部の研究活動

① 校内研究を基盤とした研究

各学校では、日常実践に基づいた研究活動が行われています。研究活動の基盤である校内研究を、より一層充実させるとともに、その取組や成果を本事業における様々な会議で交流し、学び合うことを目指します。また、同時に、本研究で得た豊富な研究実践や資料等を利活用し、校内研究にも役立たせることも目指します。

<校内研究推進委員の役割> (各学校の代表)

校内研究推進委員は、教育委員会との連絡を行い、校内研究を中心となって推進するとともに、校内研究推進に関わる研修会に出席し、各学校における本事業内容の理解及び校内研究の充実を図ります。

② 各区研究部会を中心とした研究

1) 研究部の選択

個人の希望を重視しながら、各学校において、どの領域の研究内容とも密接に連携が図られるよう、指導体制や校務分掌との関係を配慮して選出します。

2) 研究部の活動内容・方法

各研究部の研究テーマを踏まえた、各学校の研究活動・日常実践について交流、協議を行います。また、本事業の趣旨を踏まえた各種会議の設定等を行います。

3) 各区研究部長の役割 (各区の研究部の代表)

各区研究部長は、各区研究部会の開催等の情報提供等を行うとともに、各学校の学校担当研究部員と連携して、各区研究部会の円滑な推進と、各学校の主体的、計画的な校内研究の推進を支援します。

各区研究部長は、研究部の研究推進活動における指導・助言を受けるため、当該研究部会の各区担当校長と連携を図ります。

4) 各学校の学校担当研究部員の役割

校内における研究活動を積極的に推進していきます。また、研究集会や資料等の紹介、授業研究の活性化、研究集会や諸活動への呼び掛け等を行います。

5) 各区フォローアップ担当者の役割

各区フォローアップ担当者は、各研究部の研究副部長 (組織強化担当)、学校担当研究部員と連携して、若手教職員 (教職経験0～4年を対象) の育成や教職員相互の連携、組織強化の中心的役割を担います。

各区フォローアップ担当者は、当該研究部を選択した教職員の中から選出します。(フォローアップ担当の目安は教職経験11年目以上の教職員とし、対象者5～10名に対して1人の割合にする等、研究部ごとに工夫して設定します。)

(2) 研究集会

① 本事業における研究年次については、2年継続研究を基本とします。

② 原則として所属する研究部の集会に参加することとします。ただし、所属長の判断により参加する集会 (同区内のみ) を変更することもできます。この場合、研修担当課及び関係する研究部へ御連絡願います。

春の研究集会 6月12日(火) 13時30分～14時00分開催

秋の研究集会 10月16日(火) 13時30分～14時00分開催

- ・6月と10月の研究集会では、25研究部が、各研究部の研究活動の成果を交流し、深め合う場として、授業公開を原則とした集会を開催します。参加に当たっては、所属する研究部の研究集会に参加することとします。所属長の判断により、同区内の他研究部への参加もできます。授業公開を設定する場合は、児童生徒の生活時程に配慮し、開催時刻は13時30分を原則とします。
- ・所属する人数の多い研究部については、1区につき複数の授業を公開することもできます。

平成29年度(1年目)		平成30年度(2年目)	
①	②	③	④
…部会…春の研究集会…部会…秋の研究集会…部会	…部会…春の研究集会…部会…秋の研究集会…部会	…部会…春の研究集会…部会…秋の研究集会…部会	…部会…春の研究集会…部会…秋の研究集会…部会
(学習会)	(学習会)	(学習会)	(学習会)

- ①「春の研究集会」(2年継続研究1年目・平成29年度)は、2年間の研究の方向や研究推進体制の確立が中心となります。開催形態は全市一斉、または授業公開を伴った研究集会を基本とします。
- ②「秋の研究集会」(2年継続研究1年目・平成29年度)は、実践研究の成果の交流及び研究の中間の集約、検証を行います。授業公開を伴った研究集会を基本とします。また、それぞれの研究部の研究意図に応じて、小中合同開催などの形態も可能とします。
- ③「春の研究集会」(2年継続研究2年目・平成30年度)は、1年目の実践研究の成果の交流及び研究の中間の集約を受けてさらに研究を深めます。開催形態は全市一斉、または授業公開を伴った研究集会を基本とします。また、それぞれの研究部の研究意図に応じて、小中合同開催などの形態も可能とします。
- ④「秋の研究集会」(2年継続研究2年目・平成30年度)は、2年継続研究の集約・検証が中心となります。授業公開を伴った研究集会を基本とします。

6 研究・研修に関する事業

(1) 研修会の実施

学習会、講演会、実技講習会等は教職員の資質向上、学校教育の振興に基づく事業として、本事業に位置付けて行います。(音楽会、子ども造形展、スキー研修会等を含む)

(2) 研究成果報告集等の作成

日常実践の成果と課題を研究部ごとに作成し、「研究成果報告集」としてまとめ、校務支援システムに掲載します。

(3) 札教研事業における学習指導案等の情報の共有・活用

各部会及び校内の研修・研究の成果を広く還元するため、研究集会や学習会、校内研修等で使用した指導案や資料等をデジタル化し、校務支援システムにより閲覧できるようにします。研究部によっては実践記録等として「研究集録」を作成し、同システムに掲載します。

<参考>

【校内研究推進に関わる研修会】 各学校の校内研究推進委員 構成員数

※平成 30 年度の予定数

	小	中	特別支援	備考
小学校	201			
中学校		97		
中等教育学校		1		
ひまわり分校	1	1		
のぞみ分校	1	1		
豊成養護学校			2	小・中学部
北翔養護学校			2	小・中学部
山の手養護学校			2	小・中学部
附属札幌小・中	1	1		
合 計	204	101	6	